

別紙1

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
磐梯町	大寺地区	令和4年3月28日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	43.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.5 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考)	
注1: ③の「75才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します	
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。	
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。	
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。	

2 対象地区の課題

・今後、後継者不足による耕作者の減少と高齢化により、1経営体の規模が縮小し、耕作放棄地が増加。 ・集落内の農地は、農繁期における農業用水の整備不足により効率的な作業が行えないため生産性が悪い。 ・中山間地に位置する農地であるため、耕作条件の悪さから借り手がおらず、借り受けても草刈りなどの作業負担が大きく継続した耕作が見込めない。 ・有害鳥獣による被害が拡大し、生産意欲が低下することにより、耕作放棄地の増加が懸念される。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者が担っていくほか、地区外の担い手が耕作をしていくことで対応していく。 ・誰もが営農活動に参加しやすい地区的な雇用体制を構築することで、生産率の向上と生産コストの低減により担い手の負担軽減と継続可能な農業生産を図る。 ・農地中間管理機構を活用することで農地の集約を図り、支援制度を活用していく。 ・新規就農者や地域農業の活性化を担う営農者を育てていくための体制作りを検討し、誰もが参入しやすい環境をつくる。
--

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、農地中間管理機構の利用希望を地区内で検討していく。
農地中間管理機構の活用方針 利用権設定の新規・更新時期等に合わせて、農地中間管理機構を利用していく。
貸付・リタイア後の農地管理について 農地を貸付、または農業をリタイアした後も、出来る範囲で集落の共同作業等に協力し役割分担し、農地の維持管理に努める。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害対策として、イノシシ等の被害が多く見受けられることから、個別に電気柵を設置することにより、農地の保全と作物被害の防止に取り組む。
新規就農者等の確保 将来に向けて、新規就農者等を確保するため、新規就農者等の受け入れ相談があった際は、集落全体で支援を行う。